

基金財産管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の基金の創設、基金財産の運用、使用並びに管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 基金の名称は、寄付者の氏名に「基金」の文言を付したものとす。

(基金創設の目的及び用途)

第3条 基金は、つぎの目的のため創設するものとする。

- (1) 基金の運用から生ずる果実を定款第4条に規定する公益目的事業に充てること
- (2) 公益目的事業の運営に必要な財産が不足するなど不測の事態に備えること
- (3) 寄付者の氏名を基金名に残すことを通じ、寄付の行為を称揚すること

(基金の創設)

第4条 基金は、理事会の議決により創設される。

(基金の原資)

第5条 基金の原資には、基金として使用すべき旨の指定を受けた寄付財産をもって充てる。

(基金の運用)

第6条 基金は、金融機関への預金及び国債その他元本が保証された確実な方法により運用する。

- 2 基金の運用から生ずる果実は、基金の元本に繰り入れないものとする。

(基金の取崩)

第7条 やむを得ず基金の一部または全部を使用する場合、その使用は以下の場合に限定し、理事現在数の3分の2以上の決議を必要とする。

- (1) 事業運営に必要な運用財産が不足する恐れが生じたとき
- (2) その他緊急を要する特別な事情が発生したとき

(報 告)

第8条 基金の管理運用状況は、毎事業年度毎に理事会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 基金の事務は、本連盟事務局において行う。

(雑 則)

第10条 本規程に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項については理事会の決議によるものとする。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。